

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			市民局地域防犯支援課 担当者名 <small>かめがわ ゆきてる</small> 亀川 幸輝 電 話 671-3707

設 計 書

1 委 託 名 令和 2 年度横浜市LED防犯灯不具合調査等業務委託（北部）

2 履 行 場 所 鶴見区、神奈川区、西区、中区、保土ヶ谷区、港北区、
緑区、青葉区、都筑区

3 履行期間 期間 令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで
 又は期限 期限

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要

横浜市が所有し維持管理するLED防犯灯及び鋼管ポールについて、不具合が発生した場合、現地での調査を実施し不具合の原因を確認するとともに、復旧に必要な措置を講ずるものです。

8 部 分 払

す る (2回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
LED防犯灯不具合 調査等	4月 ～9月	1	式	¥(. -)	¥(. -)
LED防犯灯不具合 調査等	10月～ 3月	1	式	¥(. -)	¥(. -)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額	¥ (_____ . -) _____
内 訳 業 務 価 格	¥ (_____ . -) _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ (_____ . -) _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 不具合 調査費		(100)	回		()	
2 灯具交換費		(70)	回		()	東京電力手続 き有 (減設)
3 灯具交換費		(80)	回		()	東京電力手続 き無
4 自動点滅器 交換費		(5)	回		()	
5 灯具移設費		(20)	回		()	東京電力手続 き有
6 灯具新設費		(20)	回		()	東京電力手続 き有
7 向き高さ 変更費		(5)	回		()	
8 鋼管ポール 防犯灯撤去費		(20)	回		()	東京電力手続 き無
9 鋼管ポール 防犯灯撤去費 (夜間対応)		(4)	回		()	東京電力手続 き無
10 灯具撤去		(30)	回		()	東京電力手続 き有
小 計					()	
消費税					()	
合 計					()	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市 LED 防犯灯不具合調査等業務委託（北部）仕様書

1 目的

本仕様書は、横浜市が所有し維持管理する LED 防犯灯及び鋼管ポールについて、以下のとおり業務を行うことを目的とする。

- (1) 不点灯などの不具合が発生した場合、速やかに原因を調査するとともに、必要となる灯具等の交換及び緊急修理並びに移設等の業務を行う。
- (2) 鋼管ポールの不具合が発生した場合、速やかに現場で、調査及び防犯灯撤去等の安全確保を行う。

2 適用

すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)、(2)、(3)の順番とする。

- (1) 委託契約書、委託契約約款
- (2) 設計図書
- (3) 本仕様書

3 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令を遵守し業務の円滑な遂行を図る。

4 業務の内容

受託者は、委託者から指示された LED 防犯灯について以下の業務を行う。

- (1) LED 防犯灯及び鋼管ポールの不具合内容の調査
- (2) LED 防犯灯の交換
- (3) 自動点滅器の交換
- (4) LED 防犯灯の移設
- (5) LED 防犯灯の新設
- (6) LED 防犯灯の撤去
- (7) 向き及び高さの調整
- (8) 器具のリード線の結線等の緊急修理（東京電力所轄の引下げ電線は除く）
- (9) 東京電力カスタマーセンターへの連絡（電源供給無、引下げ電線の断線等）
- (10) 鋼管ポール防犯灯の撤去

5 業務の実施及び報告

受託者は、常に出勤可能な 24 時間体制を整えるものとし、緊急時の依頼は即時対応できるようにする。通常時の依頼は、原則として 5 日以内に業務を実施するとともに、業務完了後速やかに委託者へ状況報告を行う。また、業務完了の都度、報告書及び写真記録を作成し提出する。また、必要に応じて適宜、これ以外でも委託者へ報告を行う。

6 支給材料

- (1) LED 防犯灯 (10VA)
- (2) 自動点滅器 (三菱電機照明 20VA 用、かがつう 20VA 用、岩崎電気 20VA 用)
- (3) 取付バンド
- (4) 管理用名称札

7 受託者の負担の範囲

調査及び交換並びに修理に必要な計測機器、工具及び消耗品等の機材は受託者の負担とする。

8 関係機関への手続

本委託を実施するにあたり、東京電力等の関係機関への手続が必要な場合は、申請書類の作成、手続きの一切を行う。

9 産業廃棄物処理

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守のうえ、受託者の責任において処理を完了するものとする。

10 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託業務完了後も同様とする。
また、個人情報取扱特記事項について遵守すること。

11 その他

- (1) 作業中は歩行者の安全に十分配慮すること。
- (2) 作業中の機材等の落下防止に十分留意すること。
- (3) 私有地（民家の庭先など）に立ち入る場合は、所有者または居住者に対し必ず確認をすること。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。